

宗教的逸脱行為をめぐる日本の実情

山口 広
(弁護士)

一 日本特有の宗教事情と違法性判断

宗教的逸脱行為の違法性の判断基準。これは刑事上の違法性と民事上の違法性との勿論異なってくる。本稿では、主として民事上の違法性の判断基準をどう考えるべきかという点について考えてみたい。

日本における宗教的逸脱行為を考えるにあたって、次の四つの事情を、欧米とは著しく違った事情として考える必要がある。

第一に、戦前の反省にたつて、日本の戦後の宗教行政は、宗教法人・宗教団体の活動に立ち入ることをしないと、いう基本的なスタンスに立ってきた。アメリカでもそういう傾向がなきにしもあらずであるが、とりわけ日本の場合には、宗教的な要素が絡んでいると、深刻な社会的紛争であつても、警察・検察や消費者センター等の行政或いは司法機関はこれに介入することを躊躇する。何らかの介入が必要な社会的紛争や人権侵害があつても、行政や警察はこれらの問題に積極的な対応をすることを控える傾向がこれまで顕著であつた。その結果として宗教的な逸脱行為の広がりや深刻化をもたらしてしまつたという面が否定できない。

第二に、宗教的な活動や宗教そのものへの国民的な共通認識の欠如ということが特色として言える。ヨーロッパ

の場合にはクリスチャニズムの伝統があるので、セクトについての論議が起こっても、カソリック、プロテスタントを問わず、うちとは関係ないという前提で受取られている。アメリカの場合でも基本には同様の傾向があるように思われる。ところが日本の場合には、特に戦後拡大してきた新宗教が重要な社会的存在になって社会的に影響力を有しており、既成の仏教や神道が「宗教」たるものの議論をするうえで前提とはなり得ない。

また、昔から言われる「鯛の頭も信心から」という考え方も含めて、そもそも宗教とはなんなのかということについて日本には全くコンセンサスがなない。しかも学校教育で宗教教育がほとんどなされない現状においては、特に若者を含めて、宗教に対する認識が極めて稀薄である。そういう社会的環境下で宗教的な逸脱行為が起こった場合に、どう考え、またどう対処するべきかというむづかしい問題がある。

第三に、政治的な実情として、第二次世界大戦後に急成長した新宗教諸団体が政治に深く関わっている現実がある。このために、国会或いはマスコミでこの種の問題を議論しようとする時に、単なる法理論として、或いは信教の自由と人権侵害や消費者被害を受けるものとの利益均衡の理論的検討にとどまらず、どうしてもそこに政治的な配慮が入ってくる。宗教団体側の利益と、勧誘を受ける側の利益との純粋な利益考量という観点からの実態に即した議論が行なわれにくいという実情がこの問題を複雑にしている。

第四に、これは否定的な意味で言っているわけではないが、日本人特有の宗教意識として、先祖崇拜或いは崇り信仰が厳然としてある。むしろその信仰心がなくなったが故に、とんでもない事件が社会全体を不安にしているという現実があるように私は考えている。その意味ではむしろ先祖崇拜、崇り信仰は歴史的には十分評価されるべきである。しかし、逆にこうした日本人特有の宗教心を悪用した、違法な或いは行き過ぎた資金集めがされてきたという実情がある。

この点について、我々はどう考えたらいいか。このような日本人特有の宗教心が違法性の判断の中で、具体的にどう反映されるべきであるかについては結論が出ているわけではない。しかし、違法性を考えるうえでの重要な要素として考えておく必要がある。

最後に、島蘭進東大教授(宗敎社会学)などが書いておられる、消費型宗教の現実を見ておかねばならない。即ち現代日本では、宗教活動の実態が、いわゆる真理を求めるとか、唯一絶対神を信仰の対象とするというような活動から変容してきた。あえて言えば、エステティックサロンやヨガ道場、その他対価を払って役務の提供を受けて「癒し」を求める類の業界がサービス産業としてあるが、その延長線上に宗教活動を受け止めるという消費者の意識がある。そのような消費型宗教の意識が現代社会において、着実に市民社会に広がっている。そういう現代日本における宗教活動の現状を踏まえて、宗教的逸脱行為をめぐる違法性の判断基準を考える場合に、仏教的或いはキリスト教的な宗教的活動を前提にして、その逸脱行為がどこまでなら違法性があると評価するのかという問題とは、質的に異なった考え方をする必要があるのでないか。

二 信教の自由の基本的把え方について

次に信教の自由の内容について前提を確認しておきたい。これは繰り返し言われていることであり、ここでは四通りの観点から考える必要があるということだけ述べておきたい。

第一に、内心の自由。これは信じない自由を含めて内心の宗教選択の自由の問題である。

第二に、宗教儀式をする自由。

第三に、布教活動の自由。この布教活動の自由については、後ほど述べる布教される側の信じる自由或いは信じ

ない自由、宗教を選択する自由、との関係で鋭い利益調整が必要になってくる局面がある。

第四に、宗教団体としての活動の自由。この場合でも、宗教団体としての利益と、個人の利益の調整の問題が生じる局面がある。

私は、団体の自由と個人の自由との利益調整が必要な場合には、個人の自由のほうを優先的に考えるべきであると考ええる。そういう考え方に立った場合に、教団側の伝道の自由やお布施を勧誘する自由と、個人が勧誘される際の信教選択の自由や或いは財産権との間での調整が違法性判断の中でどのように影響するのか。この点は、現実の事案に照らし合わせて違法性の判断を考える場合には、かなり重要な結論の差異が生じるであろう。

次に、最近の判例を見ながら検討していきたい。

三 カルトという用語

平成一二年三月二四日、東京地方裁判所でライフスペースに関する判決が言い渡された。原告は有限会社ライフスペースとその別働隊であると称しているシャクティパットグルファウンデーションという法人格なき社団。被告の方はフジテレビジョン他である。ジャーナリストの江川詔子さんや精神科医の高橋伸吾さん、猪瀬直樹さんなど、テレビ番組でコメントをした方々が被告になっている。

さらに極めて現代的な現象であるが、ホームページ上の表現が名誉毀損であるとして、他に三人が被告として併せて訴えられた。

訴えられた理由は、ライフスペースや高橋弘二(グループのリーダー)の活動について、カルト或いはカルト的であると評論をしたことが名誉毀損であるというものである。三人の被告に対しては、カルトに反対する活動を行

なっている団体や個人が、カルトに関するホームページを開いており、そこにカルトの中の一つとしてこのライブスペースを名指ししたことが名誉毀損であるというものである。被告が極めて多数であるが故に、訴訟進行上相当地な混乱が法廷でも起こった。ちなみにこの事件でライブスペース側は、高橋弘二が大変な超能力を持つ人物であることを立証するために、甲号証として、成人の遺体がミイラ化した生々しい写真を掲載した本を証拠提出した。これがフジテレビその他に手に入ったために、警察に通報されて社会を騒がしたミイラ事件に発展していったといいきさつがある。

この名誉毀損訴訟において、裁判所で初めて「カルト」という用語についての判断が下った。カルトとは何かということを議論する上では注目に値する判決と言えよう。

裁判所は、「カルト」とは、「崇拜。特に狂信的な崇拜。」「宗教的な崇拜。転じて、一部の集団による熱狂的な支持。」「なんらかの体系化された礼拝儀式、転じてある特定の人物や事物への礼賛、熱狂的な崇拜、さらにそういう熱狂者の集団」を意味することが認められる。」と述べ、「そうすると、「カルト」という言葉それ自体は、崇拜や熱狂的、狂信的な崇拜及びそういう熱狂者の集団を意味するにすぎず、この言葉が直ちに他人の社会的評価を低下させるものであるとまでいうことはできない。」と判断した。

その上で、「カルト」という言葉の前後の文脈、「カルト」という言葉を修飾している表現、「カルト」という言葉が用いられている文章全体の論調、趣旨等を総合的に考慮すると、「カルト」という言葉が他人の社会的評価を低下させる場合があり得るといえる。」とした。

そして、「カルト」という言葉は、かなり多義的であって、その前後の文脈、修飾の表現、文章全体の論調や趣旨等を総合的に考慮すれば、他人の社会的評価を低下させる場合があり得る表現であることが認められる。」と判

断した。

このような一般論を述べた上で、本件において、カルトと表現するに足りる事実があるかどうかという前提事実を縷縷認定し、全ての請求を棄却した。

この「カルト」という用語は、最近ある意味ではマイナスイメージに当該団体を決めつける用語として使われている傾向がある。従って、法律論として違法性の基準を論じる場合にはあまり使うべきではない表現である。逆に言えば、我々は、どういう表現を今後使うのが適切であるか検討していかなければならない。

四 生命身体の利益と宗教活動の限界

宗教的逸脱行為について考える場合には、大きく二つの分類が考えられる。いわゆる身体、生命に対する危害。個人の肉体的な利益についてどう考えるのかということ。それから財産的な被害。財産的な損害が生じた場合に違法性の判断をどうするのか。このように、大きく二つの判断領域がある。まず肉体的な利益についての判断基準について述べることにする。

1. 昭和三八年五月一五日の加持祈祷事件の最高裁大法廷判決(刑集一七卷四号三〇二号)で判例の基本的立場はすでに明らかになっていると言えよう。しかしながら、実際に具体的な例にあてて考えると、それほど簡単ではない。平成一二年三月一四日、殺人の未必の故意で起訴されたライフスペースのグルの事例がある。この起訴状では次のように書かれている。

「被告人は、脳内出血により〇〇病院に入院し、重度の意識障害の状態にあつて、痰の除去や、薬剤及び水分の点滴等の治療を受けていたB(当時六六年)が、医師による右治療を打ち切れば死亡するおそれが大きいことを

知りながら、それもやむなしと決意し、A (Bの子)らと共謀の上、平成十一年七月二日午前五時ころ、前記病院二階東病棟二一二号室において、Bに対し、その身体に装着されていた点滴装置等を取り外すなどした上、同人を、車椅子に乗せて同病院から運び出し、自動車及び航空機を利用して、同日午前一〇時ころ、〇〇ホテル成田一、二七二号室に運び込み、そのころから翌三日午前六時三十五分ころまでの間、医師による医療行為、薬剤及び水分の供与や痰の除去などBの生存に必要な措置を何ら講じないまま放置し、よって、そのころ、同所において、同人を粘稠化した痰による気道閉塞により窒息死させ、もって殺害したものである。」

次に、平成十二年二月一〇日、死体遺棄罪で起訴され、更に同年三月一四日に、保護責任者遺棄致死で追加起訴された、いわゆる加江田塾事件がある。この死体遺棄罪についての起訴状を読むと、被害者が「既に死亡しているにもかかわらず『息をしている。脈もある。』」まだ、あわせることはできないが、確実によくなっている。」云々と言って遺族からの「死体の引渡し(の求め)を拒否」しつつ「放置」したという。この検察官の主張を前提にすれば、死体遺棄罪で起訴されるのも当然であると思われる。

この二つのケースはともかくとして、団体のリーダーが、心臓が止まった肉体を宗教上の死と捉えないで、ただ宗教的な礼拝の対象となり得ると信じて、医療行為をせず、または遺体を放置していた場合、これを単純な殺人或いは死体損壊罪もしくは保護責任者遺棄致死と決めつけていいのか。宗教家の立場からは議論の余地があるはずだ。

2. 更に複雑になるのは、エホバの証人の輸血拒否の事件である。まず注目すべきは、昭和六〇年二月二日の大分地裁の仮処分決定(判例時報一一八〇号一一三頁)である。

この事件は、成人した息子が輸血を拒否しつづけるために、このままであれば死ぬことは必至という事実の中

で、父親が医者に対して、成人した我が子の意思に関わり無しに輸血を求めることができる法的な地位を仮に定めるといふ仮処分決定を求めた。裁判所は、成人した本人の、輸血を拒否して死んでいくという意思は尊重に値するとして父親の仮処分申請を認めなかった。

その文脈で考えれば、平成一二年二月二十九日の最高裁判決も当然の結論であり、最高裁判例の認定事実を前提とすれば、結論的にも妥当なものと思われる。上告人は国で、国立医大の医者に不法行為があったと控訴審で認められたために国が上告した。「肝臓の腫瘍を摘出するために医療水準に従った相当な手術をしようとすることは、人の生命および健康を管理するべき業務に従事する医者として当然のことであるということが出来る。」最高裁は要旨こう述べた。しかし、本事案では、輸血を伴わない手術を受けることができる病院である、あるいはそういうことを前提として患者が認識した入院であることを担当医師も充分認識していたと事実認定した上で、にも関わらず緊急事態において、本人の意向を知らながら輸血をしてしまったことについて、信者の意思決定に委ねるべきであったと解するのが相当だととして、人格権を侵害したとして不法行為を認めた。

しかしながら、未成年の場合にはどうか。成人した本人の意思が強固であったとしても、成人した信者本人の子供達が、その死に行く成人の扶養下にある場合、子供達は死にいく自分の親の輸血拒否を防止させることはできないのだろうか。信者以外の者の生活の権利や人格権・生存権・親としての権利、などがからんできた場合に、別の判断もあり得るのではないか。

3. このように、生命・身体の利益と宗教活動上の利益、教団と個々の信者の利益、人格権との比較衡量の局面においても、事案によっては違法性判断はそれほど簡単なわけではない。

五 財産上の利益と宗教活動の限界

次に詐欺強迫的な財産上の問題について考えてみたい。

1. これについては、いわゆる靈感商法の事例を中心に、強引な献金勧誘行為が場合によっては違法性を有することについて既にいくつもの判決がでていいる。最高裁判決に至った事実が三つある。これをまとめると次のとおりである。

(統一協会の法的責任を認めた判決の概要)

(1) 福岡地裁平成六年五月二七日判決(判例時報一五二六号一二二頁)

福岡高裁平成八年二月一九日判決

最高裁平成九年九月一八日判決

二人の未亡人に対する献金勧誘行為が不法行為であり、統一協会に使用者責任があるとした。計三七六〇万円を認容。

(2) 東京地裁平成九年一〇月二四日判決(判例時報一六三八号一〇七頁)

東京高裁平成一〇年九月二二日判決(判例時報一七〇四号七七頁)

最高裁平成一一年三月二一日判決

婦人に対する献金等勧誘行為が不法行為であり、統一協会に使用者責任があるとした。二五四〇万円を認容。一番では認めなかった慰謝料を控訴審と最高裁は認めている。

(3) 奈良地裁平成九年四月一六日判決(判例時報一六四八号一〇八頁)

大阪高裁平成一一年六月二九日判決(判例タイムズ一〇二九号二五〇頁)

最高裁判平成二二年一月二二日判決

二人の夫人に対する献金等勧誘行為が不法行為であり、統一協会にし使用者責任があったとした。計八二〇万円を認容。奈良地裁は、統一協会の組織化された献金勧誘システム自体が違法であるとして宗教法人の民法七〇九条の責任を認めたが、高裁・最高裁は使用者責任に基づく責任を認めた。

(4) 高松地裁平成八年二月三日判決

前三件同様の事例で高齢の未亡人に対する統一協会の使用者責任を認めた。七一五万円を認容。高松高裁で被害が回復される形での和解成立。

(5) 仙台地裁平成一年三月二三日判決

仙台高裁平成一三年一月一六日判決

三人の婦人に対する献金や人參濃縮液の販売行為が信者による不法行為であり、統一協会に使用者責任があったとした。計八二万八〇〇〇円を認容。

(6) 福岡地裁平成一年二月一六日判決(判例時報一七二七号一二八頁)

福岡高裁平成一三年三月二九日判決

二人の婦人に印鑑・大理石壺・多宝塔・釈迦塔・人參濃縮液を売りつけた行為が信者による不法行為であり、統一協会及び株式会社ハッピーワールドに使用者責任があったとした。被害未回復であった計五九〇万円を認容。

(7) 東京地裁平成二二年四月二四日判決

東京高裁平成二二年一〇月三〇日判決

在京の未亡人に、多宝塔、人參液、釈迦塔(合計九〇〇万円余)を売りつけた行為が信者による不法行為であるとして、統一協会に使用者責任があったとした。慰謝料・弁護士費用はもとより約一四年分の遅延損害金も認めている。

(8) 広島高裁岡山支部平成一二年九月一四日判決

最高裁平成一三年二月九日決定

元信者がビデオセンターを通じた統一協会の詐欺的入信勧誘と献金の説得について組織的不法行為が認められるとして、献金七〇万円と修練会参加費相当額の損害及び一〇〇万円の慰謝料を命じた。請求を棄却した岡山地裁判決の逆転判決。(平成一三年二月九日、統一協会側の上告不受理の最高裁決定が下されて、この高裁判決は確定した。)

2. これらの判決についていくつか指摘しておきたい。

まず平成一一年一二月一六日に言い渡された、福岡地裁の典型的な靈感商法事件の判決である。

信者が壺や多宝塔などを売りつけた販売行為の違法性として、統一協会の信者による原告二人に対する「物品販売は、伝道活動の費用や同被告本部への納入金等を獲得するための実質的な献金勧誘行為であるということが出来る。」と認定した上で、「右行為が、宗教活動に藉口して専ら利益獲得を目的とし、勧誘された者の不安を増大させたり困惑を引き起こすような態様で行われ、社会的地位や資産等に照らして分不相応な多額の金員を支出させるなど、社会通念上相当と認められる範囲を著しく逸脱するものである場合には、右行為は違法となるというべきである。」と述べている。

結局目的がなんなのか、手段がどうだったのか、それから結果としてどんな被害が生じたのか。目的と手段と

結果を総合的に勘案するというこれまでの判例の考え方を踏襲した立場の判例である。念のため付言すると、目的としては、宗教活動に名を借りて経済的利益獲得を専らとしていたことを認定した。方法としては、ことさらに勧誘される側の不安をおおって困惑を引き起こした方法を詳細に認定した。結果としては、社会的地位や資産に照らして、法外な資金を支払させた事実を認定した。このような目的と手段と結果を総合して違法性があるという判断を、この判例ではしている。

問題は、このような目的・手段・結果を総合勘案して違法性を考える基準と、後述する東京地裁の自由意思論的な判断の仕方と、どちらが適切かという点である。

3. その前により典型的な事例で確認しておきたい。これはいわゆる「町の拝み屋」が、黄金神社なる名称を用いて、そこに来た信者に祈祷してお布施その他をもらっていた活動の中で、合計一千四六万の金員を支払させた事件である。これについて、神戸地裁平成七年七月二五日判決(判例時報一五六八号一〇一頁)は、一〇万円単位の交付請求については違法性は認めなかった。しかし一〇〇万円を超える支払い請求については、社会的相当性を逸脱した違法行為であると判断している。ここでも、献金を勧誘する行為が相手方の脅迫、急迫、軽率などに乗じ、ことさら不安、恐怖心をあおるなど、不相当な方法でなされ、その結果相手方の正常な判断が妨げられた状態で著しく過大な献金がなされたと認められるような場合には、社会的相当性を逸脱していると述べている。この判決では目的の点は問題にせず、手段と結果を問題にして違法性の判断をしている。

4. ところが統一教会が被告の同じような献金勧誘事件において、東京地裁平成九年一〇月二四日判決(判例時報一六三八・一〇七)は別の判断の仕方をしている。

「献金が、人を不安に陥れ、畏怖させて献金させるなど、献金者の意思を無視するか、又は自由な意思に基づ

くとはいえないような態様でなされる場合、不法に金員を奪うものと言つてよく、このような態様による献金名下の金銭の移動は、宗教団体によるものではあつても、もはや献金と呼べるものではなく、金銭を強取又は喝取されたものと同視することができ、献金者は、不法行為を理由に献金相当額の金銭の支払いを請求することができると解すべきである。」とした。さらに、具体的な事実関係を簡単に認定した上で、「さながら、原告の心を自在に操っているかのようであり、その結果、原告が前記認定の多額の献金をするに至つたと認められ、金銭を出捐しなければ最愛の肉親の身に重大な害が生じると伝えて献金名下に本件におけるような多額の金銭を得ることは、社会的に到底是認しうるものではなく、不法行為を構成する。」とした。この判決は、事案が極めて悪質で、どうして刑事事件にならなかつたのかと裁判所は言いたかつたのだと思う。この判断は、要するに到底自由意思に基づく献金といえないから違法という判断で、自由意思論に沿つて違法性の判断をしている。

自由意思論での判断は、何が自由意思かという点を判断するものであるために、かなり主観に流れやすい。従つて、私は、目的・手段・結果、あるいは手段と結果を勘案して社会的相当性を著しく逸脱しているか否かという基準で判断するのが、個々の事案に照らして、妥当な判断ができるのではないかと考えている。

裁判所は、民法の詐欺、錯誤、強迫の要件に引きずられて、自由意思論で判断したがる傾向がある。これを克服し、今後とも具体的な事案の中で社会的相当性判断の基準をより明確で説得力のあるものにする努力が必要であるろう。

5. ちなみに、この宗教的団体の献金や物品販売活動について、判断基準を考える場合にいくつかの問題がある。

第一に、一般的な商行為と宗教活動との場合で、違法性の判断基準を異なつて考えるべきなのか、それとも違つて考える必要はないのかという問題である。

例えば「フリー事件」について考えたい。これは、フリーという棒をふると思議なエネルギーが沸いてきて、運勢がよくなる、あるいは病気が治るとして、棒を百万円単位で売った行為について、東京高裁平成四年三月二六日の判決（国民生活一九九二年一二月号に解説がある）では、商行為として認められる範囲を逸脱しているという事で違法性を認めた。この事案では、東京地裁は違法性を認めなかった。

また、統一協会についての奈良地裁の判決（判例時報一六四八・一〇八）。この奈良地裁判決は、東京地裁の事件と同じように、統一協会の信者が献金勧誘をしたという事件である。この事件について、奈良地裁は「以上を全体として総合的に判断すれば、被告の献金勧誘のシステムは、不公正な方法を用い、教化の過程を経てその批判力を衰退させて献金させるものといわざるを得ず、違法と評価するのが相当である。」として、献金勧誘のシステム自体が違法と認定した。その上で、宗教法人統一協会の七〇九条責任を認めている。この地裁判決の解釈の立場は大阪高裁で変更されて、他の判例と同じように信者の七〇九条責任を認めた上で、統一協会の使用者責任を認めるといふ形に法律構成は変わった。

ここで特に私が注目しているのは、この奈良地裁判決で次のように述べている点である。

「本件のように宗教団体において、自らが宗教団体であることや当該行為が宗教的行為であることを殊更秘して布教活動を行う場合においては、宗教的行為の一部であることが何ら外部には表現されておらず、宗教的信仰の結びつきも認められない単なる外部的行為とみられるから、信教の自由の保障の範囲外であり、一般取引社会において要求されるのと同程度の公正さが献金勧誘行為においても要求されるものである。」

この判決の立場では、宗教活動だと明示した上で献金を勧誘したり、あるいは物品販売をした場合には、信教の自由の保障の範囲内として、一般的取引社会において要求されるのと同程度の公正さは要求されないことにな

りかねない。

それでいいのであろうか。この事件の場合には宗教活動であることをかくした事案だったから裁判所はこのような言い方をしただけではないかとも思われるが、重要な論点である。

訪問販売法などの規制対象となる商行為や東京都をはじめ各県に定められている消費者保護条例などの対象となる商行為についての判断基準と、宗教団体が献金勧誘や物品販売をする場合とで違法性の判断段基準を異って考える必要はないという考え方がある。他方、宗教活動や政治活動でカンパを求め、献金を勧誘し、機関紙などを売り、宗教的な物品を販売する場合と通常の商行為とは違って考えるべきだという考え方もある。二〇〇一年四月から施行されることとなった消費者契約法では、「事業者」が、欺瞞的な勧誘或いは重要な事実を告知せず消費者側の勧誘いを悪用して販売行為をして契約に至った場合には、取り消しが認められる。その場合の「事業者」には宗教団体も入ることが前提となっている。

私は、一般の商行為と宗教団体がなす献金勧誘や物品販売とでは、違法性の判断基準を全く同一に論じることが出来ないと考えている。しかし、違法性の判断基準は、具体的にどう異なってくるのか。前述したように、目的・手段・結果を総合的に勘案して社会的相当性を逸脱した場合には違法という判断基準で足りるのか。その場合に、いわゆる消費者保護条例や、消費者契約法などの趣旨を参考にしてはいけないのか。少なくとも、宗教団体の活動であつても世俗的な活動の局面、つまり高額な金銭を信者に交付させる場合であるとか、何らかの利益供与を信者から受けるにあつては、一般の商行為と同一ではないにしてもそれ程異なつた判断基準になるとは考えにくいのはあるまいか。確かに目的の面で、単なる経済的利益獲得目的の場合や商行為と、純粋な宗教団体による布教目的の場合とでは違法性の判断基準が異なるべきだと言えよう。しかし、手段の相当性については

さほど異なるまい。まして結果の点では人生を左右する宗教活動のほうが商行為よりもよほど重大な結果をもたらすはずである。従って、目的の正当性が手段や結果の悪質さ、重大性をどの程度カバーするものと考えられるのか。実際問題としては手段・方法が悪質な場合には殆ど商行為と同様に違法性を認定してよいのではないか。今度の判例の集積を待つて更に考えていきたい(注1)。

六 マインドコントロール論について

1. 次に、マインドコントロール論について検討したい。ここでもやはり信者勧誘活動がいきすぎた場合の違法性の判断基準が問題になる。そこで、既に一人歩きし始めているマインドコントロールという言葉についてどう考えるかということについて、若干付言したい。私はマインドコントロールという言葉は、法律用語として用いるのは適当ではないと考えている。法廷でなす法律論にはなじまない。あまりにも概念が漠然としすぎており、「マインドコントロールだから違法」と言ってみても法的にこれをどう評価するかという問いには何の素材も提示していない。法廷において、その現象を説明するには便利な言葉であるが、法律上の議論をするにあたっては無益な概念ではあるまいか。

2. まず平成一〇年三月二三日名古屋地裁判決(判例時報一六七九号六二頁)は、統一協会の元信者が「青春を返せ」として統一協会を訴えた事件である。右名古屋地裁判決或いは同年六月三日と平成一一年三月二四日の岡山地裁判決においては、原告代理人が、「マインドコントロールだから違法」という議論の建て方をして違法性を主張した。名古屋地方裁判所は被告統一協会の信者らの行為の違法性を判断するにあたって、次のように述べている。

「当該行為が、目的、方法、結果から見て社会的に相当な範囲を逸脱しているような場合には、民法が規定する不法行為法との関連において、違法の評価を受けるものと言わねばならない。」

信者勧誘にあつても、目的・方法・結果を総合勘案して社会的に相当な範囲を逸脱しているような場合には不法行為が成立するという前提で述べている。しかし同地裁は、「裁判所は、憲法二〇条一項に従い、当該宗教の教義の当否等には立ち入って判断しない。」と述べ、さらには「伝道の場において、勧誘、教化する側、勧誘、教化される側のいずれについても、信者の信教の自由は認められる。したがって、原告らに対する違法な侵害行為及び法益侵害の有無、程度を検討するにあつては、連絡協議会(統一協会)という信者団体のこと・筆者(注)などと信者の双方の信教の自由を書しないう慎重な配慮を要する。」と述べている。ここで「連絡協議会などと信者の双方の信教の自由」という場合の信者というのは、誘われる側の信者のことを言うのか、それとも統一協会の信者、誘う側の信者のことを言うのかよくわからないが、善意に解すれば、誘う側と誘われる側の双方の信教の自由を慎重に利益衡量したいと述べているように思われる。この一般論自体は、なんら不思議のないコメントのようにみえるが、「裁判所は憲法二〇条一項に従い、当該宗教の教義の当否には立ち入って判断しない」と述べているところに重大な疑問がある。一見当然のことのように読めるが、現実には当該宗教団体の教義に動機づけられた行過ぎた勧誘や行過ぎた献金勧誘があつた場合には、教義の当否は判断しないにしても、教義の内容についてある程度踏み込んで判断した上でその教義に動機づけられた行為の外形的な妥当性を判断せざるを得ない場合がある。

従つて、一般的には教義に立ち入って判断しないのは当然だとしても、事案によってはある程度教義に立ち入らざるを得ない場合もあり得ることは特に指摘しておきたい。

名古屋地裁は、いわゆるマインドコントロールによる勧誘によって誘われる側の個人の自己決定権を侵害されたという争点についての判断においてこう述べた。「原告は、悩みつつも信仰を受容する過程において、各段階ごとに宗教的な決断をしていること、その後自ら教義を再学習する中で脱会を決断した。以上によれば(中略)やや道義上の問題を残すとしても、(中略)いまだ社会的相当性を逸脱したとまではいいうことが出来ない。また、原告らの主張するいわゆるマインドコントロールは、それ自体多義的であるほか、一定の行為の積み重ねにより一定の思想を植え付けることを言うと言えたととしても、前示したところによれば、原告らが主張するような効果があるとは認められず、(中略)相当性を逸脱したとはいえない。」

名古屋地裁は、元信者である原告らは、悩みつつも信仰を受容する過程において、各段階ごとに自ら宗教的な決断をしたと認定した。つまり原告側のマインドコントロールの主張に引きずられて、自由意思が侵害されたと認められるか否かという判断をするにあたって、統一協会に入った原告も全く自由意思を侵害された訳ではなく、各段階で自ら宗教的決断をして、やめようか、続けようか迷った結果、様々な要素から統一協会の信者としての活動を継続したものであるから自由意思を侵害したとまでは認められない。従って、社会的相当性を逸脱したとはいえないと判断した。

名古屋地裁のこの判決は、前述した社会的相当性を逸脱しているかどうかの判断と自由意思を侵害しているかどうかという判断とを混同しているように思う。もとより、この二つの判断基準は必ずしも切り離すことが出来ない側面もある。しかし、より客観的な判断基準を原告側も提起して、勧誘の手口についての問題点(特に手段の悪質さ)を事実をもって立証すれば、裁判所の別の判断或いは別の認定の仕方もあったかと思われる。

名古屋地裁は、統一協会の勧誘の極めて緻密で計画的なシステムについて、詳細な認定をしている。この認定

の結果として、信者勧誘のあり方との関係で方法と結果を客観的に判断して社会的な相当性の範囲内と認めうるか否かを判断していれば、より客観的な判断基準の定立が可能になるのではあるまいか。

なお、この事件は高裁で統一協会側が、幹部個人名義で元信者に和解金を払って終結した。

3. ちなみに同じような論理構成をとった岡山地裁の、いわゆる青春を返せ裁判の判決が二件出ている。岡山地方裁判所としては、最初に勧誘を受けてから統一協会を脱会に至るまでに一年五ヶ月の期間を要しているが、「その間被告法人の教義・信仰を受容する過程において、各段階毎に自ら真摯に思い悩んだ末に自発的に宗教的に意思決定をしているという他はない。従って社会的相当性を逸脱していない」という認定になっている(注2)。

しかし、教団に勧誘される過程において自由意思が全くない状況でその教団に入るということはあり得ない。しかし、強迫的或いは詐欺的な勧誘の手法、あるいは重要な事実を告知しないまま勧誘行為がなされ、その結果として相当深刻な法益侵害があった場合には、違法性が認められる余地があるのではなからうか。単に宗教的な決断の積み重ねがあったからとして、相当性がないとは言えないという判断で処理すればよいとは思えない。

4. その関係で平成一一年三月二三日仙台地裁で言い渡された靈感商法の判決に言及したい。この事案では多額の献金勧誘も問題にされているが、そのほかに月例献金や着物を売ったり、人參液を売ったなどの多数回の原告の被害(金銭的交付行為)について三人の元信者の原告は違法性の判断を求めた。それについて裁判所は、目的・手段・結果を総合的に判断して「社会通念上相当とみられる範囲を著しく逸脱するようなものである場合には、違法」だという基準を述べた上で、献金勧誘については一〇〇万円を越える或いは七〇万円ぐらいの献金勧誘については違法とした。しかし、着物を売ったり、月例献金の勧誘については違法といえないとした。また、人參液の販売については原告の不安をことさら煽って売りつけたという事実が認められるとして違法とした。前

述べた黄金神社のように、金額或いは行為態様によって、個々の金員を交付させる信者ごとに違法性の判断をしている。その上でこの判決では、「原告らは、被告統一教会によるマインドコントロールは、コントロールされる者の情報システムそのものを作り変えて、継続的に操作者が意図した行動を惹起させるもので、原告らの正常な判断能力を喪失させて人格を破壊するものであり、それ自体違法であるから、被告統一教会の信者らが、そのような状態を利用して物品を購入させたりする行為も違法である旨主張する。」と原告の主張を引用している。私は、この原告側の主張自体がかなり乱暴なものであり、マインドコントロールだから人格を破壊するとか、正常な判断能力を喪失させるなどということを主張するのは無理があると考えている。

裁判所の認定は、詳しい前提事実を認定した上で、「被告統一教会の信者らが、人間の心理過程の特徴を巧妙に利用し、被勧誘者に献金等の経済的給付をさせていること、その過程で、原告が冷静な意思決定を妨げられるような状況も一部にあったことはうかがわれるものの、マインドコントロールという概念自体未だ確立したものとはいえないし、本件で、原告が、右信者らの行為によって、継続的に、正常な判断能力を喪失したとか、自由な意思決定が全くできないような状況におかれたと認めるに足りる証拠はない。」として、マインドコントロールだから違法という原告側の主張については否定し、結果として慰謝料の支払い請求を棄却している。

私ここで述べたいのは、違法性の判断基準という場合、宗教活動についての自由との関係で、自由意思論にひきずられてしまいがちであるが、このような立論は望ましくないということである。(注3)

5. 例えば、先物取引の事実や証券取引・ワラント債の販売の事件などの違法性が問題となる事案においては自由意思論はほとんど問題にならない。それは前提として、先物取引の会社或いは証券取引の会社の顧客に対する善管注意義務が認められており、この義務に反したと認められるか否かが争点になるからであろう。顧客に対して

ことさらに断定的な判断を提供するとか、過大な取引を勧誘する、違法な裏取引の勧誘をするなどして顧客に損害をもたらした場合には、数十回に及ぶ証券取引の全体をひっくり返して評価判断して、商行為として許容された範囲を逸脱したものと認められるから違法であるとか、善管注意義務に違反しているから違法であるという形で、客観的な行為態様の適否の判断がなされている。

ところが宗教活動についての違法性を判断する場合になると当事者も裁判所も自由意思論にひきずられがちである。

何故宗教的な活動についての違法性判断となると、商行為とは著しく異なつた判断基準が持ち出されるのか。主観的な自由意思論に基づいて宗教的決断があるから違法とはいえないという判断は適当であらうか。

宗教団体としての信教の自由、布教の自由、資金集めの自由と、勧誘される側の利益との比較考量にあつては、一定程度の注意義務を宗教団体側にも認めた上で、より明確な違法性の判断基準が定立されるべきではなからうか。宗教団体に、証券会社や先物取引の会社と同じように、顧客の立場に近い信者を保護する義務があるとか、信者に対する善管注意義務を提示することは必ずしもなじまない場合が多いかもしれない。しかしながら宗教法人としての社会的な法人格を与えられた団体には、免税特権が与えられるなど社会的な役割を相当程度期待されている。従つて、商行為を業とする法人・団体としての、企業の注意義務と同じに論じることができないにしても、冒頭に述べた宗教団体としての利益と個人としての利益ということを経調整するに際して、そこに一定の要件に該当する場合には、宗教団体としての信者に対する保護義務、或いは最低限の注意義務が認められてもしかるべきではなからうか。宗教団体と信者の関係は、営利活動を営む株式会社と顧客との関係以上に濃密であり、教義や日常的宗教儀式に裏付けられた精神的社会的な支配被支配の関係が認められる場合が多い。とりわ

け教団の施設内で共同生活を信者が営んでいる場合には、特にこの関係が顕著である。このような場合について、教団の保護義務を定立して考えれば、自由意思論を克服して、宗教団体としての最低限のルールを守らなければいけないという義務を逸脱したか否かで、より客観的、具体的に判断することが可能になる。勿論、この場合の義務をどの程度の義務と考えたらいいのかそのレベルの確定は容易ではない。しかし、最低限目的・手段・結果を総合的に勘案して、社会的相当性を著しく逸脱するような行為を信者にさせてはならないし、信者にそのような行為によって被害を被らせてはならないという程度の注意義務は認められるのではなからうか。このような義務に反して信者或いは信者にならなかった人に不当な財産的被害をもたらしたり、人生や、家庭に対して破壊的な結果をもたらすようなことはしてはならないという程度の義務を定立した上で、社会的相当性の範囲を考えて違法性を判断してもいいのではないか。

七 宗教活動と詐欺罪

次に、詐欺行為について指摘しておきたい。霊視商法の事件では、社会的相当を逸脱しているか否かという議論ではなく、端的に教団ぐるみの詐欺行為が認定されている。教団の霊能師役の信者が違法行為をしたとしてその使用者責任を教団に認めている事案について、民事上の不法行為責任を認めた大阪地裁平成一〇年二月二十七日判決（判例一六五九号七六頁）は、その実情をくわしく認定した上で、この教団においては、「約一週間から三カ月程度の研修を経ただけで僧侶となることができ、その研修内容は、もっぱら、相談者の不安な心理状態に乗じて供養料を支払わせるための話術や技法の伝授であること、広告を見て電話をかけてきた相談者を確実に来寺させるための手法や相談者に供養料を支払わせるためのトーク例を記載した各種のマニュアルが存在すること、各僧侶や各末寺

には毎月達成すべき供養料のノルマが課せられ、集めた供養料等により成績がつけられ、寺内部での位階及び給料に反映するシステムとなっていたこと、各僧侶や各末寺は、成績を上げるために、より多くの供養料を獲得できるような競い合っていたこと及び被告寺の僧侶であった者の中に、因縁や靈障を見極める能力がないことを自ら認めている者がいることからすれば、被告寺の僧侶らは、因縁や靈障を見極める特殊な能力はなく、ただ、供養料獲得のマニュアルやシステムに則って、執拗に因縁や靈障の恐ろしさを説いて原告らを不安に陥れ、供養料を支払いさえすれば不幸や悩みから逃れられると誤信した原告らに供養料名目で金銭を支払わせていたものと認めるのが相当であり、これは、詐欺行為として違法というべきである。」と判断している。原告代理人が詐欺による不法行為を主張したためにこういう結論になったと思うが、この認定があれば、詐欺行為として違法という意思論によらなくても、社会的な相当性を著しく逸脱した違法性のある行為という判断もできたであろう。

社会的相当性を逸脱しているから違法という基準ではなく、民法の詐欺規定に沿って判断したのがこの事件である。靈視商法に対する警察の対応は、詐欺行為によつて摘発することが教団を一網打尽にするのに便利だという観点に立ったためか、刑事手続上も、詐欺罪に基づいて教団幹部を逮捕し公判請求した。すでに一部幹部の有罪が確定している。

青森地裁で言い渡された宝冠堂事件も重要である。これは、薬局の経営者が「信権宗」(しんごん)を名乗って、病氣は靈のせいであり、「釜焚き」をすれば病氣が治る、運勢がよくなるとして三七人から合計約四七〇〇万円を支払わせたことについて詐欺で摘発され、平成十一年一月十九日に詐欺罪で代表者に六年六月の実刑判決が下された事件である。

更に、法の華三法行でも、詐欺罪による立件がなされた。

しかしながら、何をもって詐欺といふのが。例えば前述した霊視商法の場合には、教団ぐるみで作ったと思われるマニュアルがあったり、一部自白があり、手口自体が極めて詐欺的である。目標額の達成を目指して信者を煽っていることが顕著に認められる。このような霊視商法やこれと同様の実態が証拠上認められる法の華三法行の事件などでは詐欺罪の立件もやむを得ないと思われる。しかし、多くの行過ぎた宗教的逸脱行為については、詐欺罪によるよりも、脅迫・恐喝罪で立件する方が刑事事件としては妥当ではないか。

宗教的な言説を事実と反する詐欺という立論で立件することがまかり通るようになると、問題が出てくる。

統一協会の信者が靈感商法的な手口で二二〇〇万円を支払わせた事件で恐喝で有罪判決が出ている。昭和五九年一月一二日の青森地裁弘前支部の判決で、二名の信者が有罪となった。捜査当局としては、恐喝罪では、一件一件の被害者の畏怖心を客観的に立証するために相当詳しい丁寧な被害者の事情聴取或いは客観的な行為態様の立証が必要になってくる。しかも、教義に反すれば地獄に堕ちるなどという脅迫文書が信者に与える畏怖心の程度を立証することは容易でない。その点詐欺罪では、教団ぐるみで用いてきた言説や、組織の幹部の資金使途などの実情についてある程度詳しく裏づけができれば、末端は比較的簡単な立証でも組織ぐるみで摘発が可能になる。このような事情から詐欺罪が使われているように思われる。

今後刑事司法の運用についても注意して見ていきたい。

八 欧米の代表的判決二件

1. 一九八八年一〇月一七日、カリフォルニア州最高裁判所大法廷で言い渡されたモルコ・リール事件について紹介したい。原告は統一協会の元信者であるモルコとリール。被告はアメリカ統一協会。

この事件で一番の地方裁判所は宗教的な教義にわたる裁判であるからとして訴えを却下した。しかし、州最高裁は、実態審理をするのになじむという中間判決を下した。結果としてこの判断は連邦裁判所での審理過程で和解金が支払われて終結している。このカリフォルニア州最高裁判所判決では次の如き問題の立て方をしている。

「原告らの詐欺を訴訟原因とする主張は、宗教的信条自体を問題にしているのか、それとも宗教的な動機による行為を問題にしているのか。」そして、「もし前者つまり宗教的信条自体を問題にしているのであればそのような訴訟は禁止される。」しかし、もし後者、つまり「宗教的な動機による行為を問題にしているのであれば、さらに憲法的な分析が必要である」と述べている。

この事件で原告である元信者側は、統一協会がその信条を実践する活動においてとった欺瞞的な行為のみを争うと主張していた。裁判所は、宗教的信条そのものを問題にしてではなく、その宗教的な動機に基づいてなされた行為の適法性を争うものである以上、その憲法上の分析が必要になると述べた。その上で、本件は、「宗教団体が非会員を騙して、彼らの認識や同意を欠いたまま強制的な説得に従属させることが、伝統的な詐欺訴訟において有責と判断されるかどうか」の問題であると整理した。そして、「我々の次の検討課題は、協会の詐欺的な活動に対して不法行為責任を認めることによる州の利益が、このような責任が協会の宗教行為に対して課す制限よりも優越するに足るだけの重要性をもっているかどうかである」と述べて、双方の利益を比較衡量した。その中で、こういう勧誘を放置することによって侵害される市民或いはその親の利益と、これを違法として制限することによって蒙る統一協会側の宗教団体としての利益を比較衡量して、場合によっては勧誘される側の個人の利益を優先するべき場合がある、或いは州の利益を優先するべき場合があると考えられるので、原審で実態審理をするべきであるという判断をした。

この裁判所の判決については非常に興味深い少数意見も出ており、検討に値する判決である。

アメリカでは、この比較衡量を慎重に行なった上で、客観的な判断基準に沿って、いわゆる優越的地位の濫用になるかどうかによって違法性或いは契約取り消しを認めるか否かという判断をしている判決が少なくない。

アメリカにおける、いわゆる不当な影響力(アンデュー・インフルエンス)の行使による不法行為の成立を認める判例や、詐欺による契約・贈与行為・献金行為などの取り消しを認める判例の理論やその判断基準は、日本における違法性の判断においても十分参考に値する。

2. さらに、フランスにおいて、一九九七年七月二八日リヨンのアピールコート(控訴審)がサイエントロジীর幹部の行為について、これを違法とする判断をしている。この判断はフランス最高裁(破毀院)でも一九九九年六月三〇日の判決で維持された。この事件の地裁の判決と違って控訴審はより慎重な判断の仕方です。サイエントロジীর信者勧誘の方法について一部詐欺罪の成立を認めている。また、サイエントロジীর関わって精神のバランスを壊して自殺してしまった信者について、その信者に最も深く関わっていたサイエントロジীর施設の幹部に対して、意図しない殺人の成立を認めて、禁固三年執行猶予付きの判決を下した。これは一審の量刑を軽くしたものである。

この判決の中で控訴裁判所はこういう言い方をしている。

「サイエントロジীরがセクトであるのか宗教であるのかということを開き掛けるのは無駄である。信教の自由は絶対的であるから、宗教を客観的要素としてたとえ少数でも共同体が存在すること、主観的要素として共通の信仰があること、の二つの要素が揃ったものであると定義する範囲において、サイエントロジীরは宗教という名称を主張し得るし、存在する法律の範囲内で全く自由に伝道あるいは入教勧誘を含む活動ができる」と。このよ

うに宗教の自由或いは伝道の自由を一般論としては認めている。しかしながら、「たとえ宗教の自由があるとしても、ある種の個人が、それ自体は合法的である宗教的教義を善意の第三者を騙すために、財務上あるいは商業上の目的に使用することは考え得る。また、合法的に設立された教会が、ある種の場合には、財産上あるいは商業上の企業を隠蔽することは考え得る。また、この宗教のある種の実行者によって、宗教行為の実行が詐欺的な操作になることは考え得る。こういった操作を宗教的実践の下に行うときに、評価されるべきは、この宗教が告白している教義の価値ではなく、ただ使用された方法の合法性のみを対象とする評価である。この原則を、当裁判所の判断に委ねられた案件に適用することは妥当である。」

こう一般論を述べたうえで、控訴審判決は、具体的な行為について客観的に判断して、その違法性の有無を判断するべきだと述べている。そして、サイエントロジーの施設における勧誘の一部について、詐欺行為だと認定した。

その認定の根拠は三つある。第一には、実際の目的はサイエントロジー教会に入信させることであるにも関わらず、サイエントロジー教会に由来するものであるとは全く記載せず、曖昧な表現で、時には虚偽をいれて、トレーニングや書籍の購入を伴う求人広告だと思わせる広告で募集したこと。第二に、無料人格テストの広告募集をしているが、実際には全くの素人がコンピュータ分析して、個人的な重大な障害を指摘し、ロン・ハバートの教義によって解決できると思わせるのが目的であること。第三に、これらの教会は段々増額されていく費用を出させて、少なくともある種の場合には、真のマインドコントロールにいたるオーディエニングやピュリフィケーションを用いて、既に述べた詐欺行為によって信者の財産を収奪することを唯一の目的或いは基本的目的とする企てを構成していること。

これらについて認定した上で、詐欺或いは詐欺幇助として十名以上の信者について有罪を認めた。更に、フランスには付帯私訴制度があり、被害者の損害賠償請求についてもある程度の支払いを命じている。

フランスのこの判決も、信教の自由が認められるとしても、行過ぎた行為があると客観的に認められる場合には違法性があり、それは場合によっては詐欺罪として刑事事件になることもあるし、損害賠償の対象にもなることがあるとした。

3. このようなアメリカやフランスの判例の考え方は、わが国の判例の考え方に共通するものがある。今後ヨーロッパ各国において違法性の判断が区々バラバラでは困るということで、判例集を作るなどの動きがある。冒頭に述べたように、宗教性の異なるところは大きいにあるものの、このような欧米の判例も参考にしながら、一つの基準が今後世界各国で共通に確立されていくことが期待される。

(注1) 法の華三法行についての民事判決

平成一二年四月二八日福岡地裁をはじめとして、秋田、大阪、東京の各地裁で法の華三法行の法的責任を認める判決が相次いで言渡されている。

ここでは、福岡地裁の前記判決と東京地裁の同年一二月二五日判決について触れておきたい。

まず、福岡地裁は次の如き一般論を述べた。

「相手方の出捐を前提とする行為の勧誘が、右範囲を逸脱し、その目的が専ら相手方からの出捐による利益の獲得にある等不当な目的に基づく場合、また、先祖の因縁等の話を利用して、害悪を告知して、殊更に相手方の不安をあり、困惑に陥れたり、長時間にわたる勧誘などにより、相手方を疲労させ、判断力を低下させた上で、相手方に出捐することを決意させるなど、不当な手段により、到底自由な意思に基づくとはいえない態様で出捐させた場

合、さらに、右勧誘行為の結果出捐した額が、各出捐者の年齢、家庭環境、資力、社会的地位等に照らして、不当に高額であるような場合には、もはや当該勧誘行為は、宗教として社会的に相当なものとして許容される範囲を逸脱しており、違法であるとの評価を受けるといわなければならない。これにより出捐をした者は、右勧誘をした者に対し、不法行為を理由として損害賠償の請求をすることができると解するのが相当である。」

その上で、手段、結果、目的の順に事実を認定し次の結論を導いている。

「以上の事実、すなわち被告らの勧誘行為等の目的、手段及び結果等に照らせば、右勧誘行為は、宗教として社会的に相当なものとして許容される範囲を逸脱した違法なものであって、不法行為を構成することは明らかであるといわなければならない。」

次に、東京地裁は次の一般論を述べた。

「ところで、内心における信仰の外部的発露である宗教的行為について、市民法的立場からその違法性の判断をするに当たっては、もともと宗教が超自然的、超人間の本質の存在を確信し、これを畏敬崇拜する心情と行為と解釈され得るものであることを前提とすれば、信者の勧誘態様や勧誘時に説かれる内容が、科学的知見に照らして荒唐無稽であるとしか理解し得ないものであったり、宗教上の物品や行為に対する支出が経済取引上の対価関係と比較して高額であると評価されるものであったり、その一事をもって直ちに違法性を有するということとはできないし、その際に先祖の因縁話や信者に対する害悪の告知と思われる行為があったとしても、許される場合があるというべきである。」

しかしながら、勧誘の際に告知される先祖の因縁話や害悪の内容が極めて具体的であって、相手方の不安を過度にあり立てるようなものであったり、逆に、科学的には保証し得ない具体的な利益を約束して相手方に過度の期

待を持たせるような場合であつて、その勧誘の方法が執拗であり、しかも相手方に熟慮の機会を与えることもなく、その結果として、相手方の地位、資力、年齢等からみて一般的には高額であると考えられる額の金員の支出をさせたような場合には、そのような勧誘は社会的にみて許容することができない違法な行為といふべきであり、不法行為に該当するといふべきである。」

その上で、「勧誘態様」「即断・即決・即納を迫ること」「研修の過酷さ」「結果の重大さ」「集めた金銭の使用状況」「宗教性の秘匿」の六項目について事実認定をして、次の結論に導いている。

「以上のとおり、被告法の華において、原告らを勧誘するに当たつて、宗教性を秘匿し、詐欺的・脅迫的な態様で、執拗に勧誘し、被告法の華の研修に参加し研修費を払うか否か即断・即決・即納を迫り、過酷な研修を体験させ、高額な支出をさせ、その金銭を被告福永らにおいて自己の利益を図るために用いるなどしているのであるから、被告法の華の活動は、少なくとも右のような方法で原告らからの高額な支出を求めた点で、社会通念上相当性を逸脱しており、違法性を有することは明らかであるといわなければならない。」

この両判決のうち、東京地裁判決は資金集め活動等の目的を全く問題にしていないことに特色がある。

更に、両判決ともすでに福永法源教祖等が詐取で立件される過程であつたにもかかわらず、霊視商法事件と異なり詐取による不法行為の構成をとらなかつた。

判例理論は、事案に即して徐々に理論的に妥当なものに進展していると評価してよいのではあるまいか。

なお、この東京地裁判決は、被告側の不法行為の三年の時効の抗弁について、次のように述べてこれを排斥したことは実務上重要である。

「不法行為に基づき損害賠償請求権の起算点たる「損害及ヒ加害者ヲ知リタル時」とは、単に損害を知るにとど

まらず、加害行為が不法行為であることを併せて知ることを要すると解すべきであるところ、本件のように組織的にされた不法行為の場合は、被害者である原告らにおいて事実関係を把握するだけの情報や資料等を入手することは極めて困難であるのみならず、宗教的行為において詐欺的・脅迫的勧誘が行われた不法行為においては、当該宗教行為を教義の一環として受け入れている限り不法行為であると認識できないから、当該宗教における教義を信仰する心理状態が継続している限りは、時効は進行しないというべきであり、原告らにおいて、右心理状態から解放された時期は、マスコミ報道等を見て被害対策弁護団の存在を知り、同弁護団と相談した時点であると考えられる。」

(注2) 青春を返せ訴訟(統一協会)についての、元信者逆転勝訴

広島高裁岡山支部は平成二二年九月一四日、元信者の請求を棄却した平成一〇年六月三日判決を取消して、元信者の献金等の被害について損害賠償請求権を認めたくえで、更に、一〇〇万円の慰謝料を認める判決を下した。この一〇〇万円の精神的損害を認める前提として、右判決は次のとおり認定した。

「一連の行為は、個々の行為をみると、一般の宗教行為の一場面と同様の現象を呈するものと言えなくもないものもあり、また控訴人は主観的には自由意思により決断しているようにみえるが、これを全体として、また客観的にみると、被控訴人の信者組織において、予め個人情報を集め、献金、入信に至るまでのスケジュールも決めた上で、その予定された流れに沿い、ことさらに虚言を弄して、正体を偽って勧誘した後、さらに偽占い師を仕立てて演出して欺罔し、徒に害悪を告知して、控訴人の不安を煽り、困惑させるなどして、控訴人の自由意思を制約し、執拗に迫って、控訴人の財産に比較して不当に高額な財貨を献金させ、その延長として、さらに宗教選択の自由を奪って入信させ、控訴人の生活を侵し、自由に生きるべき時間を奪ったものといわざるを得ない。」

なお、本件においては、控訴人がマインドコントロールを伴う違法行為を主張していることから、右概念の定義、内容をめぐって争われているけれども、少なくとも、本件事案において、不法行為が成立するかどうかの認定判断をするにつき、右概念は道具概念としての意義をもつものとは解されない(前示のように、当事者が主観的、個別的には自由な意思で判断しているように見えても、客観的、全体的に吟味すると、外部からの意図的操作により意思決定していると評価される心理状態をもって「マインドコントロール」された状態と呼ぶのであれば、右概念は説明概念にとどまる。)

そうすると、本件において、被控訴人の信者組織のメンバーが周到に計画したスケジュールに従って、有機的に連携してなした一連の行為が宗教的行為と評価しうるとしても、その目的、方法、結果が社会的に相当と認められる範囲を逸脱しており、教義の実践の名のもとに他人の法益を侵害するものであつて、違法なものといふべく、故意による一体的な一連の不法行為と評価されることとなる。」

この判決では、いわゆる靈感商法の手口で財物を交付させた「延長として」「宗教選択の自由を奪つて入信させ、控訴人の生活を侵害し、自由に生きるべき時間を奪った」として違法性を認めているが、本稿で述べたように「目的、方法、結果が社会的に相当と認められる」か否かを、客観的行為態様に基づいて判断していることが注目される。

また、マインドコントロールについて、これを道具概念としての意味はなく、説明概念にとどまると述べている点も適切なものと言える。

この判決は、損害論において次のとおり述べている。

「控訴人は、被控訴人(原告)の信者らが有機的の一体としてなした不法行為によって、宗教選択の自由を不当に

侵害されたうえ、その人格権を侵害され、正常な日常生活を回復した後で回顧すれば、靈感商法等の反社会的経済活動をする集団に心ならずも所属しその一員として活動することとなったことにつき自責の念に苛まれ、被控訴人の信者組織からの勧誘行為に端を発して棄教するまでの間、貴重な人生の日々を控訴人にとっては後悔のみ残る時間としてしか過ごせないことを余儀なくされたものとして、耐え難い悔しさを残していることが認められるところ、控訴人を慰謝するには一〇〇万円を下回らない慰謝料をもって相当とすべきことは明らかである。」

このような判断を下されても、統一協会は、その組織活動に一向に改まるところがない。これが、宗教団体に對する民事的解決の限界でもある。

なお、この広島高裁岡山支部の判決に対し統一教会側が上告したが、平成一三年二月九日付で、最高裁はこの上告を棄却し、上告不受理決定を下したので、この高裁判決が確定した。

(注3) 青春を返せ訴訟についての、平成一三年六月二十九日札幌地裁判決

同事件は、名古屋・岡山の訴訟同様、統一協会の元信者二〇名がビデオセンターを通した統一協会の勧誘システムの違法性を問うものであった。札幌地裁はこのうち一八名の原告について合計二九五〇万円の損害賠償請求権を認めた。

判決は、入信勧誘の目的は「財産の収奪と無償の労役の享受及び原告と同種の被害者…の再生産という不当な目的に基づく」とした。手段方法の判断にあたっては、①その勧誘の方法が組織的体系的に行なわれ、②勧誘の当初は宗教団体への勧誘であることをかくしており、③教義とは関連のない手法で害悪を告知して欺罔威迫している、と詳細に認定した。とりわけ②の正体をかくした勧誘については、さそわれる者の「信仰の自由に対する重大な脅威と評価すべきもの」としてその理由を詳しく述べている。マインドコントロール論に依拠せず、詳細な事

実認定により深みのある判断を下したものと見えよう。

(本稿は二〇〇〇年三月二五日の宗教法制研究会での報告に、その後の新しい判例等を加味したものである。二〇〇一年七月二三日最終校了。)